

第79課 株式会社—資本と株式 その3

次に、株主の権利義務について学習しよう。ある会社の株を引き受け、または誰かから購入して株主になった者は、いったいどのような権利義務を有するのであろうか。

株主の権利の内容は様々であるが、大きく分けて「自益権」と「共益権」に分けられるとされている。「自益権」というのは、会社から直接的な利益を受けることを目的とする権利で、その中心となるのはもちろん、会社があげた利益の分配を受ける「利益配当請求権」（商法第290条・第293条）や、会社が解散するときに残った財産の分配を受ける「残余財産分配請求権」（商法第425条）であるが、そのほか、新たに発行される株式を優先的に引き受けられることのできる「**新株引受権**」なども自益権に属する。これに対して、「共益権」というのは、会社の経営に参加することを目的とする権利であり、その中心となるのは、株主総会における議決権（商法241条第1項）であるが、その他に、株主総会決議の取消訴権（とりけしそけん）や、取締役等の違法行為の差止請求権（さしとめせいきゅうけん）など、株主総会の決議や取締役の業務執行を**監督**したり、**是正**したりする権利も含まれる。

要するに、株主の権利は、株主個人として、自分の出資に見合った利益を会社から受ける権利と、いわば会社の一員として会社の経営に関与し、経営方針にも一定の限度で注文をつける権利がある。そして、後者の権利はその性質上、他の株主の権利にも影響を及ぼすことが多いので、株主全体のことも考え、その権利に一定の制約を課すべき場合が多いと言える。

このようなことから、自益権はすべて、1株でも持っていれば行使できる権利（これを「**単独株主権**」という）であるが、共益権については、議決権はもちろん1株1票であるから単独株主権であるものの、その他の、会社の経営を監督是正するような権利については、一定割合以上の株式数を持っていないと行使できない権利（これを「**少数株主権**」という）であることがある。また、ごく短期間だけしか株主になっていない者に行使させるのが不合理な権利もあるので、権利によっては6ヶ月前から株式を持っていないと行使できない（つまり、買ったばかりでは行使できない）という権利もある。

一方、株主の義務というのは何か。有限責任の原則から、株主はその保有する株式の引受価額を限度とする出資義務を負うだけであり、その出資義務は株式を取得した時に果たしてしまうから、結局株主となった時には特に義務はないといってよい。しかし、すでに少し触れた、株式会社は資本を常に実際に確保していなければならないという原則（これを「**資本充実の原則**」という。）から、株式引受人の払い込み義務を免除したり、払込金額を返還したりすることは原則として許されないので、株主になった以上、いったん払い込んだ出資金を会社から返してもらえないことはない。

1 重要語句

a 新株引受権

会社が設立後に追加して発行する株式を優先的に買う（引受ける）ことのできる権利のこと。設立時の株式の発行については、誰にこれを割り当てるか、つまり買ってもらうかは、発起人の判断に原則として任されているが、設立後は、既存の株主の利益を考えなければならないので、必ずしも自由というわけにはいかない。例えば、10,000株を発行している会社が、新たな株式をもう10,000株発行することにし、これらを全部既存の株主以外の者に引き受けてもらうと、例えば今まで500株を持っていた株主は、会社の20分の1をいわば所有してコントロールしていたのに、それが40分の1になるわけであるから、自分の1株1株の価値が半分になってしまうのである。そこで、商法は、株式の譲渡について制限を設けている会社（これを「閉鎖会社」という）については、既存の株主が新株引受権を有するのを原則とし、譲渡制限のない会社については定款で定める（つまり、既存の株主総会の決議で決めるということである）ことによって株主に新株引受権を与えることができるようにしている。

b 株主の監督・是正権

株式会社が、所有と経営を分離し、基本的には所有者である株主は、経営者である取締役会や代表取締役による会社運営には口を出さないことになっているが、完全に放任しておくとう経営陣が独自の判断で勝手なことをしてしまい、その結果株主が損害を被ることがありうるので、株主に一定の範囲・条件の下に、これら経営陣の活動を監督・是正するためのいろいろな権利を認めている。例えば、会社が法令や定款に違反するような、又は著しく不公正な方法で、既存の株主に不利になってしまうような条件で新株を発行するなどの行為があった場合には、株主は新株発行をやめるように会社に請求することができる（商法第280条の10）などである。

c 単独株主権と少数株主権

一株でも持っていれば行使できるのが単独株主権である。少数株主権のほうは、例えば、株主総会に議案を提案できる権利（商法第232条の2）は、全株主の議決権の1%以上又は300個以上の議決権を6ヶ月間持っていないと行使できないとか、株主自らが株主総会を招集する権利（商法第237条第1項、第2項）は、全株主の議決権の3%以上の議決権を6ヶ月間もっていないと行使できないなど、その権利の内容に応じて様々な形がある。

d 資本充実の原則

資本は実際にその金額を会社が保有していなければならないという原則のこと（第77課参照）。